

(案)

児童扶養手当

事務処理マニュアル

— 目 次 —

第1章 児童扶養手当制度の概要

I. 制度の概要	1
II. 制度の変遷	4

第2章 児童扶養手当制度の解説

I. 支給要件	8
II. 用語の説明	11
1 母	11
2 父	11
3 養育者	12
4 児童	14
5 監護	18
6 住所	20
7 公的年金	21
8 遺族補償	24
9 里親	26
10 生計を同じくする	27
11 母の配偶者	30
12 父の配偶者	30
13 父母が婚姻を解消した児童	31
14 父又は母が死亡した児童	33
15 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童	34
16 父又は母の生死が明らかでない児童	38
17 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童	39
18 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	40
19 母が婚姻によらないで懐胎した児童	41
20 母が婚姻によらないで懐胎した児童に該当するかどうか どうか明らかでない児童	42

第3章 厚生省令で定める届出

I 認定請求書	43
II 手当額改定請求書	53
III 手当額改定届	56
IV 支給停止関係届	57
V 一部支給停止適用除外事由届	61
VI 現況届	64
VII 障害の状態の届出	71
VIII 氏名変更の届出	73
IX 住所変更の届出	75
X 証書再交付の申請及び証書亡失の届出	79
XI 受給資格喪失の届出及び死亡の届出	81
XII 添付書類の省略	85

第4章 その他留意事項

I 所得	87
II 支給期間及び支払期月	96
III 支給制限の災害特例	99
IV 未支払の手当	101
V 時効	102
VI 外国人	104
VII 職権	107
VIII 債権	108
IX プライバシーの保護	111
X 調査権	112
XI 支払調整	113

※ 参考資料

(後日提示予定)

I. 制度の概要

第1章 児童扶養手当制度の概要

(1) 法律の目的（法第1条）

この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 支給対象者等（法第4条及び第4条の2）

各支給要件に該当する児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者）を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は当該父母以外の者で当該児童を養育する養育者。

ただし、母又は父、養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるときは、手当は支給されない。

また、同一児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は支給されない。

さらに、同一児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該養育者に対する手当は支給されない。

(3) 手当額（法第5条）

法律の規定により年平均の全国消費者物価指数の変動に応じて、その翌年の4月以降の手当額が改定される。（自動物価スライド制）

手当月額

・児童1人の場合

全部支給	41,720円
一部支給	41,710円～9,850円
	(10円単位で設定)

・児童2人以上の加算額

2人目	5,000円
3人以降1人につき	3,000円

(4) 所得制限 (法第9条、9条の2、10条、11条、13条の2)

児童扶養手当は、母子家庭等の経済状態に照らし、援助が必要な家庭に手当を支給する制度であるため、所得が一定額以上の家庭については、手当の支給を停止することとしている。

また、受給資格者(養育者を除く。)に対する手当は、支給開始月の初日から起算して5年(支給事由発生から7年)を超える場合に、受給資格者の障害等により就業困難な事情がないにもかかわらず就業意欲がみられない場合については、手当の1/2を支給停止する。ただし、3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は受給期間に含めない取扱いとする。

なお、平成15年4月1日時点において受給資格のある母については、支給開始月の初日から起算して5年又は手当の支給要件に該当するに至った日の属する月の初日から起算して7年の起算日は、平成15年4月1日とする。

また、平成22年8月1日時点において受給資格のある父については、平成22年8月1日を起算日とする。

所得制限限度額

	収入	所得
・本人		
全部支給(2人世帯)	130万円	57万円
一部支給(2人世帯)	365万円	230万円
・扶養義務者(6人世帯)	610万円	426万円

(5) 支給手続 (法第6条)

手当の支給は申請主義をとっている。手当を受けようとする者は、市区町村の窓口へ必要書類を添えて申請し、受給資格及び手当の額について、都道府県知事、市等(以下、「都道府県知事等」という。)の長の認定を受けなければならない。

(6) 支給期間及び支払期月 (第7条)

手当の支給は、認定の請求をした日の属する月の翌月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで行う。

なお、手当は、毎年4月、8月及び12月に前月までの分を支払う。

(7) 届出義務 (法第28条、28条の2、15条)

手当の支給を受けている者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事等に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令の定める書

類その他の物件を提出しなければならない。受給者が正当な理由がなく命令に従わないときは、手当の支払を一時差しとめることができる。

手当の支給を受けている者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出なければならない。

都道府県知事等は、手当の認定を請求している者及び手当の支給を受けている者で届出をしている者に対し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うこと。

都道府県知事等は、受給資格者に対し、就業支援その他の自立のために必要な支援を行うことができる。

(8) 調査権 (法第29条、14条)

都道府県知事等は、その必要があると認めるときは、受給資格の有無及び手当額の決定等に必要事項について調査することができる。受給資格者が正当な理由がなく命令等に従わないときは、手当を支給しないことができる。

(9) 不服申立 (法第17条及び第17条の2)

市区長及び福祉事務所設置町村長のした手当の支給に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

また、都道府県知事のした手当の支給に関する処分に不服がある者は、都道府県知事に異議申立てをすることができる。

(10) 時効 (法第22条)

手当の支給を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。

Ⅱ. 制度の変遷

(1) 法制定の経緯

- S.34 国民年金の創設に際し、無拠出制の福祉年金の一つとして、
死別母子世帯を対象とした、母子福祉年金の制度が設けられる。
↓
生別母子世帯にも同様な社会保障制度を設けるべき。
↓
S.36 児童扶養手当制度創設（母子福祉年金の補完的制度として発足）
S.37.1 児童扶養手当法施行

(2) 沿革

- S.36 制度創設（施行はS.37.1.1）
S.38 児童の定義に20歳未満の身体に障害を有する者を加える
S.39 児童の障害の範囲に内部障害、精神障害（知的障害を除く）を加える
S.40 児童の障害の範囲に知的障害を加える
S.48 老齢福祉年金、障害福祉年金との併給
S.49 児童の障害の程度を国民年金法の障害等級1級程度から2級程度まで拡大
S.50 児童の国籍要件を撤廃
S.51 児童の定義を義務教育修了前から18歳未満に拡大（3か年で段階実施）
S.57 受給資格者の国籍要件を撤廃
S.60 制度の抜本改正
○母子福祉年金の補完的制度から、母子家庭の生活の安定と自立の促進を通じて児童の健全育成を図ることを目的とする福祉制度に改める
○手当額の2段階制（所得による手当額の一部支給停止）
○認定の請求期限（S.60.8.1以降に支給要件に該当するに至った者から）
○支給主体を国から都道府県知事に移行（新規認定者から）
○地方負担の導入（新規認定者分 国 8/10 都道府県 2/10）
○父の所得による支給制限（別途政令で定める日から施行）
○国民年金法等改正法により障害福祉年金の制度が廃止され、障害基礎年金に改正されることに伴い併給される公的年金は老齢福祉年金のみとなる（S.61.4～、ただし、施行日前の受給資格者については経過措置として手当額と年金の子の加算額との差額分を支給）

- S.61 国庫負担率の変更（国 7/10 都道府県 3/10）（補助金一括法暫定措置）
H.元 国庫負担率の変更（国 3/4 都道府県 1/4）（恒久化）
H.元 手当額改定に自動物価スライド制導入
H.6 事務取扱交付金の人件費部分を一般財源化
H.6 児童の定義を18歳未満の者から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者まで拡大（H.7.4.1から施行）
H.7 既認定者等に係る手当の支払いについて、振替預入を導入
H.8 物価スライドによる特例措置（7年の物価指数が対前年比▲0.1%を据置）
H.10 ・所得制限の見直しによる給付の重点化
受給者本人（2人世帯：収入ベース）
全部支給 204.8万円 → 従来どおり
一部支給 407.8万円 → 300.0万円
扶養義務者等（6人世帯：収入ベース）
946.3万円 → 600.0万円
・未婚の母の子が認知された後も継続支給（平成10年8月から施行）
H.12 物価スライドによる特例措置（11年の物価指数が対前年比▲0.3%を据置）
H.13 物価スライドによる特例措置（12年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度に据え置いた▲0.3%と併せた▲1.0%を据置）
H.14 就労等による収入の増加が総収入の増加につながるよう、所得額と手当額との関係の見直し（H.14.8から施行）
・所得制限限度額の見直し
受給者本人（2人世帯：収入ベース）
全部支給 204.8万円 → 130.0万円
一部支給 300.0万円 → 365.0万円
・手当額の見直し
全部支給 42,370円 → 従来どおり
一部支給 28,350円 → 42,360円～10,000円
・所得の範囲の見直し
母が前夫から受け取った養育費を所得に加算
物価スライドによる特例措置（13年の物価指数が対前年比▲0.7%の下落と前年度、前々年度に据え置いた▲0.3%、▲0.7%と併せた▲1.7%を据置）
H.15 支給期間と手当額の見直し（4月から）
・支給期間が5年を経過したとき又は支給要件に該当したときから7年を経過したときは、政令（障害や疾病を有する場合、0～3歳未満の児童

を養育する場合、各種施策の進展及び離婚の状況などを踏まえ、関係政令を制定)で定めるところにより手当を一部支給しないこととする。

(平成20年4月から適用)

・手当の請求期限(5年間)の撤廃

・所得の範囲の見直し(児童が前夫から受け取った養育費も所得に加算)(4月から)

物価スライドによる特例措置

・過去3か年分の物価下落率▲1.7%を据置とするが、平成14年分の物価下落分のみ(▲0.9%)の改定

・平成14年8月の制度改正(所得制限の見直し)の実施により、手当額が減額となった受給者が多いことから、この影響を踏まえ、マイナス0.9%の改定は平成15年10月から実施

H.16 物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.7%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%))について、15年の物価下落分(▲0.3%)の改定を実施(16年4月から)

・事務取扱交付金を一般財源化

H.17 平成17年通常国会において、児童扶養手当の額等の物価スライドの特例措置を講ずるための法律が成立(物価が上昇した場合には手当額を据え置くこととし、物価が下落した場合には、特例法第2項の規定に基づく改定が行われた年と比較しその下落した割合に応じて引き下げる特例額と、児童扶養手当法第5条の2による本来額を比較し、後者が前者を下回る場合には前者の額とする)。

H.18 国庫負担率の変更(国1/3 都道府県、市等2/3)

・17年の物価下落分(▲0.3%)の改定を実施した上で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.7%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%)(18年4月から)

H.19 物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%))により、手当額は据え置き

H.20 一部支給停止措置の適用開始(20年4月)

平成14年の法改正の趣旨を踏まえ、手当の支給開始月の初日から起算して5年(又は手当の支給要件に該当する月の属する月の初日から起算して7年)を経過したときは手当の額の1/2を支給停止する。

ただし、政令に定める一定の事由に該当する場合は一部支給停止の適用除外とする。

3歳未満の児童を育てている場合は、3歳までの期間は5年の受給期間に含めない取扱いとする。

・19年の物価指数0%で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲1.4%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%))により、手当額は据置き

H.21 20年の物価上昇+1.4%で、物価スライドによる特例措置(物価下落率▲0%(11年▲0.3%+12年▲0.7%+13年▲0.7%-18年▲0.3%+20年1.4%))により、手当額は据置き

H.22 父子家庭への児童扶養手当の支給(22年8月)

ひとり親家庭への自立支援策の拡充を図るため、これまで支給対象となっていなかった父子家庭にも児童扶養手当を支給する。

第2章 児童扶養手当制度の解説

I. 支給要件

1. 母のとき

①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合

- イ 父母が婚姻を解消した児童 法第4条第1項第1号イ
- ロ 父が死亡した児童 法第4条第1項第1号ロ
- ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童 法第4条第1項第1号ハ
- ニ 父の生死が明らかでない児童 法第4条第1項第1号ニ
- ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの 法第4条第1項第1号ホ
- ヘ 父が引き続き1年以上遺棄している児童 政令
- ト 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 政令
- チ 母が婚姻によらないで懐胎した児童 政令
- リ 前身に該当するかどうか不明な児童 政令

②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

- イ 日本国内に住所を有しないとき。 法第4条第2項第1号
- ロ 父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。 法第4条第2項第2号
- ハ 父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けることができる場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 法第4条第2項第3号
- ニ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する異親に委託されているとき。 法第4条第2項第4号
- ホ 父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となつていないとき。 法第4条第2項第5号
- ヘ 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。 法第4条第2項第6号
- ト 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。 法第4条第2項第7号
- チ 父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であつて、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。 法第4条第2項第8号

2. 父のとき

①積極的要件

次のイからリまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合

イ。父母が婚姻を解消した児童	法第4条第1項第2号イ
ロ。母が死亡した児童	法第4条第1項第2号ロ
ハ。母が前号ハの政令で定める程度の障害の状態にある児童	法第4条第1項第2号ハ
ニ。母の生死が明らかでない児童	法第4条第1項第2号ニ
ホ。その他イから三までに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの	法第4条第1項第2号ホ
ヘ。母が引き続き1年以上遺棄している児童	政令
ト。母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童	政令
チ。母が婚姻によらないで懐胎した児童	政令
リ。前号に該当するかどうか明らかでない児童	政令

(P)

②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

イ。日本国内に住所を有しないとき。	法第4条第2項第1号
ロ。父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。	法第4条第2項第2号
ハ。父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けすることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。	法第4条第2項第3号
ニ。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。	法第4条第2項第4号
ホ。母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。	法第4条第2項第10号
ヘ。母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。	法第4条第2項第11号
ト。父の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。）に養育されているとき。	法第4条第2項第12号
チ。母の死亡について支給される遺族補償等を受けとることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。	法第4条第2項第13号

3. 養育者のとき

①積極的要件

上記1①のイからリに該当する児童を母が監護しない場合又は2①のイからリに該当する児童を父が監護しないか、若しくは生計を同じくしない場合であって、当該児童を養育するとき

②消極的要件

児童がイからチのいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

イ。日本国内に住所を有しないとき。	法第4条第2項第1号
ロ。父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その金額につきその支給が停止されているときを除く。	法第4条第2項第2号
ハ。父又は母の死亡について労働基準法（昭和22年法律第49号）の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに該当する給付（以下この項において「遺族補償等」という。）を受けすることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。	法第4条第2項第3号
ニ。児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する里親に委託されているとき。	法第4条第2項第4号
ホ。父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。	法第4条第2項第5号
ヘ。父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。	法第4条第2項第6号
ト。母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。	法第4条第2項第7号
チ。父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けとることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。	法第4条第2項第9号

③支給の調整（法第4条の2）

イ。同一の児童について、父及び母のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、又は父及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するときは、当該父に対する手当は、当該児童については、支給しない。
ロ。同一の児童について、母及び養育者のいずれもが手当の支給要件に該当するとき、当該養育者に対する手当は、当該児童については、支給しない。

Ⅱ. 用語の説明

1. 母

対象児童と戸籍上親子関係にある母。また、養子縁組をした養母も含まれる。

2. 父

対象児童と戸籍上親子関係にある父。また、養子縁組をした養父も含まれる。

母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者も含む。〔法第3条第3項〕

3. 養育者

母又は父を除き児童を養育する一切の者をいう。

〔養育する〕

「児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持すること」と定義されているように、「養育」の概念には「監護」のほかに、「同居」及び「生計維持」の要件が加わる。

〔監護〕

「5. 監護」を参照

〔同居〕

「同居」とは起居をともにしていることをいい、原則として住民票を一にしていることや生計同一関係にあることで判断される。同居か否かは、主観的ではなく、住民票や日常生活から客観的に定まるものと解される。例外的には、住民票を一にしている場合にも同居していない場合や、住民票を異にしているも同居しているとみられる場合もあるが、社会通念に照らし、解釈すべきものとする。

なお、児童が勉学のため、寮、下宿等に居住する場合でも、その寮、下宿等が養育者の住所に近接する地にあり、休暇以外にしばしば帰宅している事実があれば同居と解し、生計維持、監護の要件を満たしていれば手当を支給している。

〔昭和48年児企第28号第2問11・昭和55年児企第29号第2問5〕

〔生計を維持する〕

児童の生計費のおおむね大半を支出している場合がこれに相当するものと解される。生計維持のための資金は、必ずしも自分が稼いだものである必要はなく、養育者たるべき者が他から仕送りを受けたり、生活保護法における生活保護金品を受けたものでも生計維持の観念は成り立ち得るものと解されるが、児童の所有に属する金銭や生活保護金品（世帯分離の場合）が児童の生計費の主たる部分を占めている場合には、生計維持とはいえない。

○児童福祉施設の長その他の職員は、法第4条第1項の養育者として取り扱わない。

〔昭和36年児発第1356号〕

☆解説

児童福祉施設の長その他の職員は、施設入所児童の生計を個人的に維持しているわけではないから、第4条第1項にいう養育者ではなく、また、養育は同居を要件としているから、施設収容の児童については施設の外部にも養育者は存在せず、したがって、施設収容の児童は、児童扶養手当の支給の対象とはなり得ない。

○児童のみの世帯等で児童を養育している者が未成年者である場合でも、児童を養育している実態があればこれを養育者として取り扱って差し支えないが、これについては次の点に留意されたい。

1. 児童扶養手当の支給の対象となる児童を養育している事実がある場合に限ること。
2. 1の事実があれば意思能力があると認められるので、必ずしも法定代理人、指定受取人等をたてる必要はないこと。

[昭和36年児発第1356号・昭和37年児発第74号]

なお、未成年者が受給資格者の場合、当該未成年者は、支給対象児童とはならない。

☆解説

未成年者が婚姻したときは、民法第753条により成年に達したものとみなす。

4. 児童

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令別表第1で定める程度の障害の状態にある者。[法第3条第1項]

○支給対象児童の範囲について

- ・児童が、就学しているか就職しているかは問わないこと。[昭和51年児企第36号]

(注意事項)

児童が就労している場合、当該児童が受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者であるときは、法第10条及び第11条の適用を受ける。

※扶養義務者の範囲は、(図を作成予定)参照

- ・児童が婚姻をしている場合は、民法第753条の規定により成年に達したものとみなし、支給対象児童とはならない。

○戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて
離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、対象児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、支給対象とすることができること。

【政令別表第1に定める程度の障害】

※国民年金法による障害程度の1級及び2級並びに身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部がこれに相当する。

なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の別表に定める障害の程度に該当するものは、当然に政令別表1に定める障害の程度に該当する。

政令別表第1

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
- 4 そしゃくの機能を欠くもの
- 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

- 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
- 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
- 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 9 一上肢のすべての指を欠くもの
- 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 11 両下肢のすべての指を欠くもの
- 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 13 一下肢の足関節以上で欠くもの
- 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 15 前各号の掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

○障害の認定要領〔昭和49年児発第518号〕

1. 障害の認定について

(1) 法第3条にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に政令別表第1に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいう。

なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その症状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときをいう。

(2) 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後並びに日常生活能力等を十分勘案し総合的に認定を行う。

なお、日常生活能力については、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであるが、この程度とは、家庭内での身のまわりの整理程度の行動はできるが、それ以上の行動はできないもの、又はしてはいけないもの、すなわち病院内の生活でいえば、行動範囲はおおむね病棟内に限られるものをいう。

- (3) 障害の認定は、診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びエックス線直接撮影写真によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行う。
- (4) 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定する。
- (5) 各傷病についての障害の認定は、「児童扶養手当法別表第1における障害の認定要領」（昭和49年児発第518号）の別添1から別添4及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定」（平成10年児家第18号）による。

2. 障害の状態を審査する医師について

障害の状態を審査するために必要な医師を置く。

（注意事項）

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。〔昭和39年児企第41号〕

3. 障害の認定に係る診断書等について

(1) 障害児童が、次に掲げる場合は診断書等を添付させることに代えて、認定請求書の備考欄に必要な事項を記入させ、これによって認定してよい。

- ア 特別児童扶養手当の支給対象
- イ 身体障害者手帳1級から3級
- ウ 療育手帳A

(2) 精神の障害に係る診断書は、できる限り精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神保健指定医又は精神科の診療に経験を有する医師の作成したものとするよう指導する。

※参考通知

- ・「児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行について」（昭和39年児発第547号）
- ・「児童扶養手当法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40年児発第499号）

○有期認定について（1.5. 父又は母障害参照）

○診断書の無料又は低額交付等（1.5. 父又は母障害参照）

○障害認定に係る再診の取扱い（1.5. 父又は母障害参照）

5. 監護

監督し、保護すること、すなわち主として精神面から児童の生活について種々配慮し、物質面から日常生活において児童の衣食住などの面倒をみていることと解される。親権の有無を問わず、また同居を要件としない。

○「監護」の解釈について

（1）精神面等から児童の生活に種々配慮していること。

（2）同居しているか別居しているかを問わないこと。

以上により、同居の場合は原則として監護していると考えられるが、別居の場合は、例えば、定期的な訪問、手紙、電話等のやりとり、仕送り等があれば監護しているものと考えられる。[昭和51年児企第36号]

○児童福祉施設（母子生活支援施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・情緒障害児短期治療施設に通園している場合、保護者とともに入所する場合を除く）に児童福祉法第27条第1項第3号の規定によって入所させられている児童及び少年院、少年鑑別所等に収容されている児童の母は、当該児童を監護しないものとして取り扱う。

※小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）についても同様に取り扱い。

☆解説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、監護は施設の長等のみが行っていると解し、また、国費を二重に支給する場合も生じて不適当である等の理由から、このような児童の母には児童扶養手当は支給しない取り扱いとなっている。

また、支給対象児童が病気等のために措置停止されて自宅に帰っている場合でも、施設長の監護下にあるので、措置解除されるまで認定請求をすることができない。

なお、支給対象児童が施設入所した場合の主な監護要件の有無は（別表）によること。

※父の場合も同様とする。

○月の初日において児童が児童福祉施設に入所した場合の取扱いについて

月の初日（例えば4月1日）に児童が児童福祉施設（収容施設）に入所した場合においては、当該月の初日から児童は施設の監護下にあり、父又は母の監護又は養育者の養育は及んでいないと考えられるので、当該月（4月）の児童扶養手当

は当該児童については支給しない。

☆解説

支給対象児童が児童福祉施設に入所した場合、入所措置された日の前日に資格喪失を行う。また、措置解除された場合、措置解除日から認定請求をすることができる。

なお、児童の側の都合により実際の入所が、入所措置された日より遅れたとしても、入所措置された日の前日に資格喪失を行う。

○精神病で入院した母等の監護能力に疑義が生じた場合は、医師の所見又は診断書により判定する。

(別表)

児童福祉法	
乳児院	×
児童養護施設	×
知的障害児施設	×
盲ろうあ児施設	× (通園 ○)
肢体不自由児施設	× (通園 ○)
重症心身障害児施設	×
情緒障害児短期治療施設	× (通園 ○)
児童自立支援施設	×
母子生活支援施設	○
知的障害児通園施設	○
保育所	○

6. 住所

民法第21条に規定する各人の生活の本拠をいう。通常住民基本台帳法による住民登録によって公証される場所を指す。

○児童扶養手当受給資格申請の受理に際し、請求者の住民票上の住所地と現実の住所地とが異なっている場合、住民票を現実の住所地に移動させた後に、住所地の市区町村において受理することとしているが、父の暴力、酒乱等から逃れるために住所を移し、現住所が、当該父に知られると危害が加えられる虞が強い場合等住民票の移動ができないことに真にやむを得ない理由がある場合に限り、現実の住所地の市区町村において受理して差し支えない。[昭和60年児企第37号]

○なお、父の暴力、酒乱以外にも、例えば、父又は本人のサラ金の取り立てや児童のいじめ等住民票を移動することができないことに真にやむを得ない理由として、取り扱って差し支えないこととする。

7. 公的年金

(1) 公的年金との併給制限

児童扶養手当は、二重の社会保障給付を避けるため、公的年金との併給制限が行われており、下記のとときには手当支給されない。

- ・児童が父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。(全額が支給停止されているときを除く。)[法第4条第2項第2号]
- ・母又は養育者に対する手当について、児童が父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。[法第4条第2項第5号]
- ・父に対する手当について、児童が母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。[法第4条第2項第10号]
- ・母又は父、養育者が老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。(全額が支給停止されているときを除く。)[法第4条第3項第2号]

なお、「受けることができるとき」とは、請求すれば支給されるのに請求しないでまだ受けていない場合も含まれる。

(2) 公的年金給付 [法第3条第2項]

①国民年金法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金である。

また、国民年金法等の一部を改正する法律第1条による改正前の国民年金法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、寡婦年金、老齢福祉年金も、年金たる給付に含まれる。

②厚生年金保険法に基づく年金たる給付 (同法付則第28条に規定する共済組合が支給する年金たる給付を含む。)

年金たる給付とは、老齢厚生年金、障害厚生年金及び遺族厚生年金である。

また、国民年金法等改正法第33条による改正前の厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいる年金たる給付に含まれる。

③船員保険法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、障害年金及び遺族年金である。また、国民年金法等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法による老齢年金、通算老齢年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいる年金たる給付に含まれる。

④恩給法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、普通恩給、増加恩給及び扶助料である。

⑤国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第105号)による改正前の国家公務員等共済組合法等による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいる年金たる給付に含まれる。

⑥地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金たる給付

地方公務員の退職年金に関する条例は、地方自治法第14条の規定による条例の制定権によって、同法第205条及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第43条の規定による退職年金について制定されたものである。

⑦地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第108号)による改正前の地方公務員等共済組合法等による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいる年金たる給付に含まれる。

⑧私立学校教職員共済法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、退職共済年金、障害共済年金及び遺族共済年金である。なお、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第106号)による改正前の私立学校教職員共済組合法による年金たる給付である退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金及び通算遺族年金もここにいる年金たる給付に含まれる。

⑨旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法に基づいて国家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付

旧陸軍共済組合や旧海軍共済組合あるいはいわゆる外地関係共済組合による年金受給者等に対し、これらの共済組合が支給すべきであった年金を権利義務を承継した国家公務員共済組合連合会が支給することとしている。

⑩戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金たる給付

年金たる給付とは、障害年金、遺族年金及び遺族給付金である。

⑪未帰還者留守家族等援護法に基づく留守家族手当及び特別手当（附則第45項に規定する手当を含む。）

年金たる給付とは、法第5条及び附則第9項の規定により支給される留守家族手当及び特別手当である。

⑫労働者災害補償保険法に基づく年金たる給付

年金たる給付には、業務災害について、障害補償年金、遺族補償年金（一時金として支給を受けた場合を含む。）及び傷病補償年金、通勤災害について、障害年金、遺族年金及び傷病年金がある。

⑬国家公務員災害補償法に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

なお、国家公務員災害補償法を準用する場合として、裁判所職員臨時措置法第5号、防衛庁の職員の給与等に関する法律第27条などがある。

⑭公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償、遺族補償等である。

⑮地方公務員災害補償法及び同法に基づく条例の規定に基づく年金たる補償

年金たる補償とは、障害補償年金及び遺族補償年金である。

8. 遺族補償

①遺族補償との関係【法第4条第2項第3号、第8号、第9号、第13号】

児童扶養手当は児童が下記に該当するときは、当該給付の事由が発生した日から6年を経過しないと支給しない。

- ・父若しくは母の死亡について労働基準法の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付（以下「遺族補償等」という。）を受けることができる場合。
- ・母に対する手当について父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合。
- ・父に対する手当について母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受けかつこれと生計を同じくしている場合
- ・養育者に対する手当について父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合。

②遺族補償等【法第4条第2項第3号・令第2条】

・労働基準法の規定による遺族補償

労働者が業務上死亡した場合においては、使用者は、遺族に対して、平均賃金の千日分の遺族補償を行わなければならない。【労働基準法第79条】

・国会職員法第26条の2の公務上の災害に対する補償

国会職員及びその遺族は、両議院の議長が両議院の議院運営委員会の合同審査会に諮って定めるところにより、その国会職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償等を受ける。

・船員法第93条の遺族手当

船員が職務上死亡したときは、船舶所有者は、遅滞なく、命令の定める遺族に標準報酬の月額36箇月分に相当する額の遺族手当を支払わなければならない。船員が職務上の負傷又は疾病に因り死亡したときも同様とする。

・災害救助法第29条の遺族扶助費

第24条（救助業務従事の命令）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定により、

救助に関する業務に従事し、又は協力する者が、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、政令の定めるところにより扶助金を支給する。

・労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律に規定する災害補償

政府は、官吏その他政府職員（以下職員という。）、職員の遺族又は職員の死亡当時その収入によって生計を維持していた者に対する給与で労働基準法（同法第15条第3項〔就業のために住居を変更した者の帰郷旅費〕、第20条〔解雇の予告〕、第21条〔解雇の予告を要しない場合〕、第68条〔帰郷旅費〕及び第75条から第80条まで〔災害補償〕の規定を除く。）又は船員法（同法第46条から第48条まで〔雇止手当・送還・送還の費用〕及び第89条から第96条まで〔療養補償・傷病手当及び予後手当・障害手当・行方不明手当・遺族手当・葬祭料・他の給付との関係・審査及び仲裁〕の規定を除く。）の定める労働条件に相当するものが、当該基準による給付の額に達しないときは、その基準による給与の額に達するまで給与を増額して支給する。

・警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付

遺族給付（協力援助者が死亡した場合における遺族に対する給付）

・海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律第5条第1項第5号の遺族給付

遺族給付（協力援助者が死亡した場合におけるその遺族に対する給付）

・証人等の被害についての給付に関する法律第5条第5号の遺族補償

遺族給付（被害者が死亡した場合において、その遺族であって、証人等の範囲に属し、かつ、加害者との間に親族関係がないものに対して行う給付）

○自動車損害賠償保障法による損害賠償は、法第4条第2項第3号に該当しない。

9. 里親

里親は、「養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認める者」であり、都道府県知事（通常は権限の委任を受けた児童相談所長）は、このような児童をあたたかい家庭環境の中で健全に育てるために、里親に委託する措置をとることができる（児童福祉法第27条第1項第3号）。

里親に委託された児童の生活費は、公費で保障することとされているので、児童扶養手当は里親には支給されない。

10. 生計を同じくする

生計同一とは、両者の生活に一体性があることをいう。具体的には、収入及び支出すなわち消費生活上の家計が同一であることが一応の基準となる。一時出稼や入院等のように一時的に別居している場合であっても社会通念上生活に一体性が認められれば、生計同一関係を認めるべきである。

生計同一を判断するとき、原則的には同居していれば生計同一と考えられるが、同居していても生計を異にする事実があり、当該事実について客観的な証明がある場合、生計同一関係にないと解される。

例えば、受給資格者が生計を異にする客観的な証明として

- ①税法上の扶養親族
- ②住民票の分離
- ③公共料金
- ④生活の共用部分
- ⑤健康保険の扶養
- ⑥家賃の第三者を介した契約

が考えられるが、個々の実態に即して、総合的に勘案し認定する。

○ 判断するに当たっての留意点

生計同一であるかどうかを判断する際には、上記①から⑥までの要件すべてを満たさなければならないわけではなく、欠けている事項については本人から申立書を提出させ、その事実確認のための実態調査を行った上で、判断されたい。

なお、上記の②、③、④の事項について、判断する上での留意点を示したので、ご参考とすること。

1 住民票が分離していること

・ 住民票上、住居表示の番地が同じであれば、生計同一でないことを明らかにする確実な証拠がない限り、生計同一と判断される材料となること。

・ 住民票が同じであっても、

- ① 2世帯住宅のように例えば「1階に母の扶養義務者、2階に母子」又は「1階に父の扶養義務者、2階に父子」がそれぞれ分かれて居住している場合
- ② 母子が母の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住している又は父子が父の扶養義務者の居住している敷地内の別棟、離れに居住してい

る場合

③ 団地、マンション、アパートの居住者で母の扶養義務者と別の部屋、建物等に母子と母の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている又は父の扶養義務者と別の部屋、建物等に父子と父の扶養義務者がそれぞれ別々の契約をしている場合

④ 事情により扶養義務者が居住していない場合

などの場合が考えられるので、住民票と実態が異なる場合の申立書を提出させること。

2 公共料金（電気、ガス、水道料金等）

・ 本人及び扶養義務者がそれぞれ自分名義で契約し、支払っているかどうか。領収書やメーターが別々であることを確認すること。

ただし、メーターを別にする費用が多額なため、別々にできない場合もあるので留意のこと（特に水道料金は建物の構造上メーターが一つになっている事情を考慮すること。）、この場合、扶養義務者と折半していることを証明できる書類、メーター等が別々にできないことの申立書を提出させること。

3 生活の共用部分

① 同一敷地内の家屋の場合

住居の見取り図から玄関、廊下、風呂、トイレ、台所等が別々であるかどうかを確認すること。その際、互いのスペースに入らずに生活できることが可能であるかどうかみること。例えば玄関が一つであったとしても、独立した生活空間があれば、生計同一ではないと判断できる材料となる。

また、同一敷地内でも、2世帯住宅や離れの場合は生計が別々であることの申立書を提出させること。

② 同一敷地外の家屋の場合

同一敷地外であったとしても、例えば「母子が道路を隔てたところに居住し、公共料金の一つであるなど、母の扶養義務者との生活に交流があれば」又は「父子が道路を隔てたところに居住し、公共料金の一つであるなど、父の扶養義務者との生活に交流があれば」、生計同一であると判断できる材料となること。

4 その他

・ 本人から提出された書類（住居の見取り図、光熱水費の領収書、賃貸契約書の写し、生計同一ではない申立書等）だけでは、実態と異なる場合が多々あるので、

必ず実態調査をした上で、総合的に判断されたい。

1.1. 母の配偶者

例えば母の連れ子からみた母の夫つまり義父をさす。義父と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実義父によって養育されている場合には、義父が父と同様の役割を果たしているため、父に準ずるものとして取扱い、その義父が政令別表2に定める程度の障害の状態にあるときを除き、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

1.2. 父の配偶者

例えば父の連れ子からみた父の妻つまり義母をさす。義母と連れ子とは民法上扶養の義務はない（民法第877条第1項）が、児童が現実義母によって養育されている場合には、義母が母と同様の役割を果たしているため、母に準ずるものとして取扱い、その義母が政令別表2に定める程度の障害の状態にあるときを除き、手当は支給しないこととされている。

なお、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。〔法第3条第3項〕

1.3. 父母が婚姻を解消した児童

○児童の父母が婚姻を解消した場合は、当該児童を監護する母、監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。

(法第4条第1項第1号イ、第1項第2号イ、第1項3号)

○本法でいう「婚姻」には、法律上の婚姻のほか、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるいわゆる事実婚も含まれる(法第3条第3項)。「婚姻の解消」には、離婚及び事実婚の解消がある。

なお、事実上婚姻関係をやめている場合であっても離婚届を提出せず、戸籍上婚姻関係にあるかぎり婚姻を解消したことにはならない。

[事実婚]

(注意事項)

○事実婚の審査については、住民票上母子以外の者との同居を示唆するいわゆる方書きのある場合、前夫と住民票上世帯分離となっている場合等事実婚が存在することが想定される場合は、その事実関係については十分な調査を行うこと。[昭和60年児企第34号]

※父子の場合も同様とする。

○事実婚の範囲について [昭和48年児企第28号]

児童扶養手当は、母がいわゆる事実婚をしている場合には支給されない。(法第4条第2項第7号及び第3条第3項) これは、母が事実婚をしている場合に実質上の父が存在し、児童はその者から扶養を受けることができるので、本手当を支給する必要性が存在しないからである。

例えば、未婚の母の受給者が妻子ある男性と同居している等、いわゆる内縁関係にある場合であって、当事者の関係が民法に規定する重婚の禁止(第732条)、近親者の制限(第734条)、直系姻族間の婚姻の禁止(第735条)又は養親子間の婚姻の禁止(第736条)のいずれかの規定に抵触する場合であっても、事実婚は成立するものであること。

従って、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在していれば、それ以外の要素については一切考慮することなく、事実婚が成立しているものとして取り扱う。

また、事実婚は、原則として同居していることを要件とするが、ひんぱんに定

期的な訪問があり、かつ、定期的に生計費の補助を受けている場合には同居していても事実婚が成立しているものとして取り扱う。

なお、母子が税法上の扶養親族としての取り扱いを受けている場合には、生計同一関係にあることが推測されるので、実態を十分に調査のうえ認定は慎重に行ふ。

※父の場合にあっても同様とする。

○離婚により児童扶養手当を受けていた母が障害(国民年金の障害等級の1級)を有する男と再婚した場合(再婚した男と児童は養子縁組をしている)、いったん資格喪失処分を行い、改めて「父の障害」で認定請求をさせること。

※父の場合で、母が障害を有するときはも同様とする。

[養父母と実父母の取り扱い]

☆解説

児童が養子縁組をしている場合、認定に当たっては注意を要する。養父母と実父母は同じ取り扱いとなる。例えば、実父母が離婚し、その後養子縁組をしたが、養父又は養母が拘禁された場合、実父母の離婚を事由として直ちに資格認定するのではなく、養父又は養母が一年以上拘禁された場合に拘禁を事由として認定することとなる。

※なお、特別養子縁組をしている場合、戸籍上、実父母は父母でなくなるため、養父母との関係のみで判断する。

☆解説

婚姻をしていない男子・女子が支給要件に該当する児童と養子縁組をした場合、当該児童を養育していなければ支給要件に該当しない。

14. 父又は母が死亡した児童

Q児童の父が死亡した場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に支給される。
(法第4条第1項第1号ロ、同項第3号)

Q児童の母が死亡した場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に支給される。(法第4条第1項第2号ロ、同項第3号)

ただし、父又は母の死亡につき、受給者又は児童が公的年金給付等を受けることができる場合は法第4条第2項又は第3項の消極的要件に該当するため、児童扶養手当は支給されない。

15. 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童

Q児童の父が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護する母又は養育する者に対して支給される。
(法第4条第1項第1号ハ、同項第3号)

Q児童の母が児童扶養手当法施行令別表第二に定める程度の障害の状態にある場合は、当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする父又は養育する者に対して支給される。(法第4条第1項第2号ハ、同項第3号)

☆解説

国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級、身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級がほぼ児童扶養手当法施行令別表第二に相当する。

施行令別表第二

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
- 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの
(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※第11号の厚生労働大臣が定めるもの

当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの【厚生労働省告示第124号】

○障害の認定について [昭和36年児発第1374号]

(1) 施行令別表第二各号の説明

施行令別表第二第1号から10号までは障害の原因となった傷病がなおった場合であり、第11号は障害の原因となった傷病がなおらない場合であるが、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過した日以後において、第11号に定める程度の障害の状態に該当するものとする。

☆解説

○「傷病がなおった」については、器質的の欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、また、慢性疾患においては、その症状が安定し長期にわたってその傷病の固定性が認められ、かつ、もはや、医療効果が期待できなくなったときは、そのときをもって「なおった」ものとして取り扱う。

○「労働することを不能ならしめ」とは、一般的な労働能力を全く喪失したものをいう。

○第11号の場合、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日に、第11号に該当する必要はない。

(2) 認定の方法

障害の認定は診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びレントゲンフィルムによって行うが、それらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は検診等を実施したうえで適正な認定を行うこと。

(3) 障害の認定基準

障害の認定基準は、「児童扶養手当法（別表第二）における障害の認定要領について」（昭和36年 児発第1, 374号）の別添1から別添6及び「児童扶養手当におけるヒト免疫不全ウイルス感染症に係る障害認定」（平成10年児家第18号）による。

○有期認定について

(1) 認定期間の終期の月について

認定期間の終期の月は、3月、7月又は11月のいずれかとして認定すること。[昭和42年児発第765号]

(2) 障害認定通知書について

有期認定した場合、下記の通知書（例文）を当該受給者に交付すること。[昭和42年児発第765号]

障害認定通知書

平成 年 月 日

〇〇〇〇殿

〇〇都道府県知事等 印

あなたの児童扶養手当の受給資格は、平成〇年〇月から平成〇年〇月までとなっております。それ以後引き続き手当をうけようとするときは、

※1

〇〇さんの障害の状態について平成〇年〇月又は〇月中に専門医の診断をうけ、所定の様式による障害認定診断書を作成してもらい、これに児童扶養手当証書を添えて平成〇年〇月中に〇〇市町村役場へご提出下さい。

※2

※1 障害認定診断書の診断年月日は、原則として提出期限の月又はその前月中のものであること。

※2 障害認定診断書の提出期限は認定の終期の月であること。

○障害認定医の設置について

少なくとも内科、外科及び精神科の疾病の診療に専門的に従事している医師がそれぞれ判定にたずさわることができる体制を確立しておくことが望ましい。[昭和39年児企第41号]

なお、市等において認定件数が極めて少数であることから、医師を確保することが困難な場合には、①都道府県の障害認定医に依頼したり、地域の医師会等からの推薦を依頼する、②都道府県の障害認定医との兼任、③近隣の複数の市等で協力するなどの方法で確保すること。[平成14年雇児福発第0730001号]

○障害認定診断書の取扱い [昭和37年児発第13号]

(1) 診断書の無料又は低額交付について

児童扶養手当制度による診断書作成のための初診料、検査料及び文書料としての診断書料を負担することが困難であるか又は負担することができない者に